

資 料 編

I 計画等の事例

1 学校教育

(1) 人権教育全体計画・年間指導計画の参考例

人権教育全体計画

○○○中学校

基本法令等	学校教育目標	生徒の実態	
<ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法・教育基本法・学校教育法 ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 ・人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画 ・群馬県人権教育の基本方針 ・群馬県人権教育充実指針 ・学校教育の指針 	<p>社会の変化に主体的に対応できる心身ともに健康でたくましい生徒の育成を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かで思いやりのある生徒<徳> ・自ら考え、進んで学ぶ生徒<知> ・健康でたくましい生徒<体> 	<p>素直で明るく挨拶ができる生徒が多いが、規範意識や自己判断力の弱い生徒が多い。</p>	
本校の人権教育目標			
人権の概念や人権課題について理解を深めるとともに、かけがえのない生命を尊重し、自分とともに他の人の大切さを認め合いながら、人権が尊重される社会を実現しようとする生徒を育成する。			
学年別人権教育目標			
1年 2年 3年	一人一人の個性に気付き、互いに尊重し合える生徒の育成 一人一人の個性や能力を發揮し合い、認め合える生徒の育成 人権を正しく理解し、よりよい社会の実現を目指そうとする生徒の育成		
教職員の研修	本校の人権教育で育てたい能力態度	保護者・地域への啓発	
<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の人権感覚の向上を図る研修 ・人権教育に関する資質及び指導力の向上を図る研修 ・生徒の人間関係づくりに関する研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒が理解したことを【知性】 ・共感的に受容し【感性】 ・他者との相互交流の中で【技能】 ・自分なりの考えをもち【判断力】 ・行動に現す【実践力】 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校便り、学年通信、学級通信 ・啓発資料の配布、アンケートの実施 ・公開授業の実施 	
各教科・道徳科・特別活動・総合的な学習の時間における人権教育上の取組の目標			
国語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健体育	様々な教材を通して、人間としての生き方や考え方を深め、感動する心や表現する力、コミュニケーション能力を育てる。 様々な人権問題を正しく理解し、差別や偏見を許さない態度を養う。 数学的なものの見方や考え方を通して、論理的な思考や合理的な考え方を養う。 科学的なものの見方や考え方を通して、自然を愛する豊かな心情と真理を探求する力を育てる。 表現・鑑賞を通して、美しいものに感動する感性を育て、豊かな情操を養う。 表現活動を通して美しさを愛する豊かな感性を育てる。 運動を通して健康的な身体づくりや体力の向上を図り、集団としての協力性・連帯性を養う。	技術・家庭英語道徳 特別活動 総合的な学習の時間	情報モラルについて考え、行動できる態度やよりよい家庭の在り方に気付き、実践できる態度を養う。 英語の理解や表現を通して、異文化の理解と外国人と共生する態度を育てる。 差別や偏見に気付き、自らを律し、他者を思いやる心を育てる。 人権尊重の精神を育て、生命や自然への畏敬の念がもてるようになる。 望ましい集団活動を通して、互いのよさを認め合い、相手の立場に立って行動できるようにする。 自らの課題を設定し解決する過程を通して、問題解決能力や創造的な態度を育てるとともに、自らの生き方について考えられるようにする。
重要課題に対する取組の目標			
女性 子どもたち 高齢者 障害のある人たち 同和問題 外国籍の人たち	HIV感染者等の人たち ハンセン病元患者 犯罪被害者等 インターネット 性的少数者の人たち 刑を終えて出所した人たち 北朝鮮による拉致被害者 その他	健康な生活を送るために実践力を身に付けるとともに、HIVやその他の感染症について正しく理解し、患者や感染者に対する偏見や差別をなくしていくこうとする態度を身に付ける。 ハンセン病について正しく理解し、元患者に対する偏見や差別をなくしていくこうとする態度を身に付ける。 犯罪被害者等に関する人権問題について理解を深める。 インターネットやSNSにおける人権侵害を知り、情報モラルやネットリテラシーについて理解を深める。 性の多様性について正しく理解し、互いの生き方を尊重し合う態度を身に付ける。 刑を終えて出所した人たちの人権問題について理解を深める。 拉致被害者に関する人権問題について理解を深める。 その他の人権問題について理解を深める。	
生徒指導			
発達支持的生徒指導の充実 いじめや不登校等への早期対応	自然体験活動 ボランティア活動	保護者会等における人権教育の推進 保護者や地域の人材の活用	
体験・交流活動			

人権教育年間指導計画（6年）

学年目標	○お互いのよしさを認め合い、協力しながら集団生活の向上に努力しようとする。・自分の周りの人とのかわりを大切にしようとする。										
重要課題	①女性 ②子どもたち ③高齢者 ④障害のある人たち ⑤同和問題 ⑥外国籍の人たち ⑦HIV感染者等の人たち ⑧ハンセン病元患者の人たち ⑨犯罪被害者等 ⑩インターネットによる人権侵害										
育てたい能力態度	・感性（感）・知性（知）・技能（技）・判断力（判）・実践力（実）										
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
各教科	国語：つないで、一つお語り道（知・実）、家庭・生活時間のマネジメント（①②）	国語：歌詞をひつね（感・技）、音楽のひびきや音の重なりを感じ取ろう（①②）	国語：デジタル機器と私たち（①②）	国語：星空を届けたい（④）	国語：楽な大音楽（感・技）でニュースを読もう（⑩）	国語：みんなで楽しむ（感・技）音楽と音楽（感・技）の関わり（①②③④）	国語：日本や世界の音楽に親しむ（感・技）音楽（感・技）との関わり（①②③④）	国語：日本語の特徴（⑥）（感・技）地域の人たちとの関わり（①②③④）	国語：日本語の家庭・社会・新しさ（日本）（感・技）社会・世界に歩み出した日本（⑤）音楽（感・技）音楽で思ひを伝えよう（①②）	国語：日本語：人間は他の生物（か）が（う）いる（判・美）日本語：ゴール型ボーリング（感・技）ボール運動（サッカ）（②）（技・実）	国語：日本語：人間と環境（①②）社会・新しさ（日本）（感・技）社会・世界に歩み出した日本（⑤）音楽（感・技）音楽で思ひを伝えよう（①②）
道徳	心に通じた「どうぞ」のこと（親切、思いやり）（③）	エンザロ村のかまど（国際理解、尊重）（⑥）（感・技・美）	「法律」ってなんある？〔公正、公平、社会正義〕（⑩）（判・実）	あなたはどう考えますか？〔公正、公平、社会正義〕（⑩）（判・実）	心をつなぐ音色〔希望と勇気、努力と強い意志〕（④）	みんないっしょだよ〔親切、思いやりと強い意志〕（②④）（感・実）病気（感・実）の人の差別する人たちの問題（公正、公平、社会正義）（⑧）（知・判）	ほくの名前呼んでアニメ「めぐみ」〔家族愛、家庭生活の充実〕（③）（知・実）	錦のしょく台〔知識、寛容〕（②）（知・判）	「あきらめない」〔勤労、公共の精神〕（④）（感・実）	夢「希望と勇気、努力と強い意志」（④）（感・実）	夢「希望と強い意志」（④）（感・実）
学級活動	学級の目標・個人の目標（技・美）	修学旅行を楽しむための相談をする（①②）	修学旅行の仕事（①②）（判・実）	1学期の反省をしよう（①②）（判・実）	朝食の大切さを話す（①②）（知・感・美）	運動会への参加の仕方を話し合おう（①②）（知・感・美）	3学期の授業の仕事（①②）（判・実）	講習会活動の仕事（①②）（知・感・美）	6年間の反省とついて考えよう（①②）（感・技・美）	6年間の反省とついて話しあおう（②）（判・実）	6年間の反省とついて考えよう（①②）（感・技・美）
特別活動	児童会行事（②）	1年生を迎える会（②）	思いやり歌声会（②）（感）	思いやり集会（代表委員会発表）（②）（感・実）	思いやり集会（代表委員会発表）（②）（感・実）	思いやり集会（代表委員会発表）（②）（感・実）	秋季大会（②③）（技・実）	人権講演（感・知）	思いやり集会（代表委員会発表）（②）（感・実）	思いやり集会（代表委員会発表）（②）（感・実）	長編集会（②）（技・実）
総合的な学習	歴史探検（①②③④⑤⑥⑦⑧⑨）（知・感・技・判・実）	歴史探検－鎌倉を探検しよう（①②③④⑤⑥⑦⑧⑨）（知・感・技・判・実）	歴史探検－繩文の人の生活－（①②③④⑤⑥⑦⑧⑨）（知・感・技・判・実）	歴史探検－繩文の人の生活－（①②③④⑤⑥⑦⑧⑨）（知・感・技・判・実）	歴史探検（①②③④⑤⑥⑦⑧⑨）（知・感・技・判・実）	ありがとう6年間－感謝の集い－（①②③④⑤⑥⑦⑧⑨）（知・感・技・判・実）	ありがとう6年間－感謝の集い－（①②③④⑤⑥⑦⑧⑨）（知・感・技・判・実）	ありがとう6年間－感謝の集い－（①②③④⑤⑥⑦⑧⑨）（知・感・技・判・実）	ありがとう6年間－感謝の集い－（①②③④⑤⑥⑦⑧⑨）（知・感・技・判・実）	ありがとう6年間－感謝の集い－（①②③④⑤⑥⑦⑧⑨）（知・感・技・判・実）	ありがとう6年間－感謝の集い－（①②③④⑤⑥⑦⑧⑨）（知・感・技・判・実）
生徒指導	あいさつの助行（②）	身の回りの整理（①②）	夏休みに向けて（①②）（知・判）	夏休みに向けて（①②）（知・判）	夏休みに向けて（①②）（知・判）	友人の大切さ（①②）（知・感・知）	服装の大切さ（①②）（知・感・知）	感染症の大切さ（①②）（知・感・知）	感染症の大切さ（①②）（知・感・知）	感染症の大切さ（①②）（知・感・知）	感染症の大切さ（①②）（知・感・知）
家庭・地域との連携	授業参観・懇談会	個人面談					秋季大運動会	学習発表会	人権展示品	授業参観	
その他											

(2) 研修計画（研修プログラム）の参考例

人権教育研修計画

○○○小学校

自校の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・実態に応じた人権教育全体計画及び年間指導計画の改善・充実 ・各教科等の指導における人権教育とのかかわりの明確化 ・人権にかかわる重要課題についての学習内容の明確化と指導方法の工夫
目 標	人権にかかわる実態調査をもとに人権問題についての効果的な学習が進められるよう指導方法の工夫に努めるとともに、体験・交流活動等の充実を図り、児童が自ら「触れる」「気付く」ことを重点に人権教育を推進する。

月	研修内容	方 法
4	<ul style="list-style-type: none"> ・研修計画の作成・全体計画 ・年間指導計画の見直し、改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育部会で前年度の評価をもとに原案作成
5	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度の人権教育についての共通理解 ・人権にかかわる実態調査内容の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議等で共通理解を図る ・人権にかかわる実態調査原案作成
6	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者向け「人権だより」発行 ・人権にかかわる実態調査実施 ・いじめや児童虐待に関する研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・共通理解を図った後、保護者に配布 ・生徒、保護者、職員等を対象に実施 ・早期発見、早期対応に向けて事例を通した研修
7	・実態調査結果の分析とまとめ	・実態調査のまとめから課題の把握
8	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員対象の人権教育に関する校内研修会 ・重要課題に関する研修 ・人権ビデオの選定、視聴 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加体験型学習の実技研修 ・重要課題の理解を図る研修 ・総合教育センター等から借用
9	・保護者向け「人権だより」発行	<ul style="list-style-type: none"> ・共通理解を図った後、保護者会等で説明し配布、保護者へのアンケート実施
10	・人権週間、人権集中学習の検討	・前年度の課題を踏まえて内容の検討
11	・人権週間、人権集中学習の共通理解	・職員会議等で共通理解を図る
12	<ul style="list-style-type: none"> ・人権週間、人権集中学習実施 ・人権教育に視点を当てた授業実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育に視点を当てた指導案の作成、授業研究
1	・保護者向け「人権だより」発行	・共通理解を図った後、保護者に配布
2	・本年度の活動の点検評価	・成果と課題の把握
3	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度の評価についての話し合い ・次年度の計画立案 	<ul style="list-style-type: none"> ・成果と課題を職員会議等に提示 ・次年度の計画を立案・検討・提案

(3) 人権教育の構造的指導について

学校における人権教育は、全体計画、年間指導計画に基づき、全教育活動を通じて、構造的指導に留意して進める必要がある。

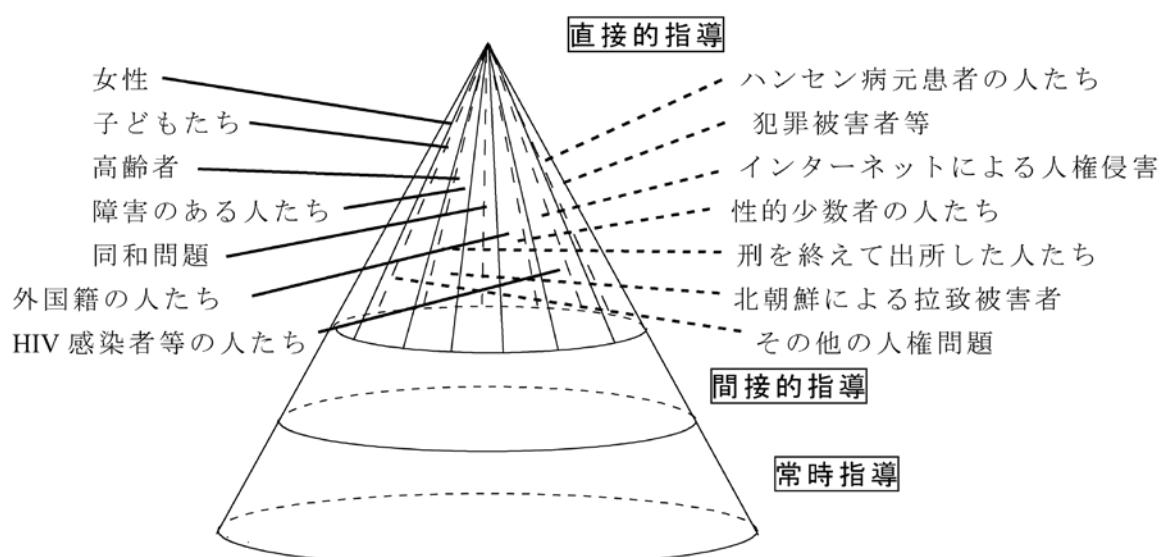
構造的指導には、「常時指導」、「間接的指導」、「直接的指導」の3つがある。

「常時指導」では、日常の学級経営や生徒指導をはじめ、給食、清掃、休み時間など、児童生徒が学校で過ごすすべての時間において、お互いを大切にする指導を行い、児童生徒一人一人のよさが認められ、ともに生きているという実感がもてるようになる。また、教室環境や言語環境を整備し、温かい雰囲気づくりに努める。この指導では、教師は人権感覚を高め、人権尊重の態度で児童生徒に接する必要がある。なお、この指導は人権教育の基盤をなすものである。

「間接的指導」では、各教科・領域において、一人一人が人権を尊重した生き方ができるために必要な能力・態度を育成するため、相手の人格を尊重しながら自分の思いや考えを伝えることのできるコミュニケーション能力、科学的・合理的なものとの見方・考え方、様々な人間関係の問題を相互の立場に立って考え方解決する力等を指導する。この指導では、各教科・領域の内容と人権教育の目標、内容との関連を常に意識して指導する必要がある。

「直接的指導」では、各教科・領域において、人権の意義や重要性及び人権問題について科学的・合理的な理解と認識を深め、人間としての生き方を指導する。この指導では、人権問題を正しく理解し、人権を尊重する社会を築こうとする意欲と態度の育成に留意する必要がある。

人権教育の構造的指導

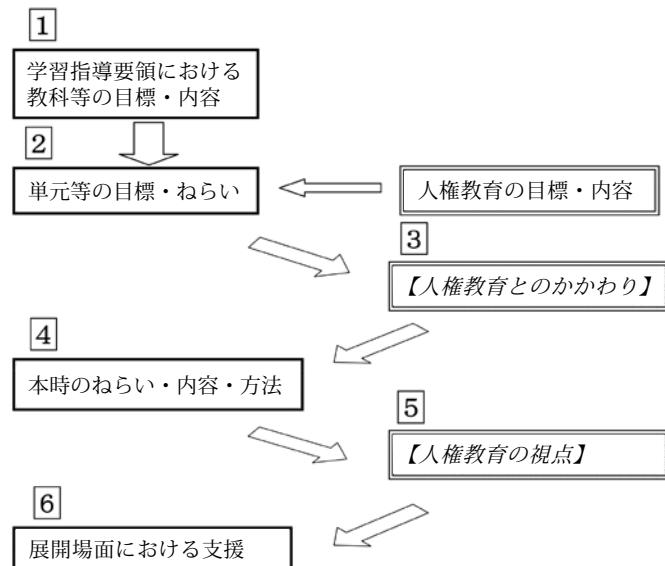


(4) 人権教育に視点を当てた学習指導案

ア 学習指導案の記述について

各教科・領域等の特性に応じ、年間指導計画に基づき、学習指導案に「人権教育とのかかわり」、「人権教育の視点」を位置付けることにより、各教科・領域等の目標と人権教育で育成する5つの能力・態度（感性・知性・技能・判断力・実践力）との関連が明確となり、人権教育の目標が達成されることになります。

学習指導案の作成に当たっては、次の①→⑥のプロセスに従い、記述します。



○ 「人権教育とのかかわり」

学習指導案には各教科・領域等の学習指導要領に基づき、単元・題材等で指導すべき目標や内容が書かれます。それらと、人権教育の目標や内容とを比べ、単元・題材等を通して、人権教育のどのような事項を指導するかを記述したものが「人権教育とのかかわり」です。また、人権教育で育てたい5つの能力・態度（感性・知性・技能・判断力・実践力）の観点からも記述されます。ただし、単元等の目標及び内容から、いつも5観点すべてではなく、必要に応じて記すこととなります。

・「人権教育とのかかわり」の記述に当たっての段落構成

- 第一段落：【問題把握】人権一般及び人権問題の現状について記述。
- 第二段落：【必要性・意義】現状の問題を解決するために、小学校（低・中・高学年）及び中学校・高校段階では、どのような方向から学習していく必要があるか。また、意義があるかについて記述。
- 第三段落：【学習内容、手立て】学習の必要性・意義から、どのような学習内容を組み、どのような手立てを講じるかについて記述。

○ 「人権教育の視点」

本時における「人権教育とのかかわり」を具体的に記したものが「人権教育の視点」です。本時のねらい、内容及び方法が、人権教育で育てたい5つの能力・態度とどのように関連し、また、展開部分では、どのように指導・支援として生かされるかを記述します。さらに、児童生徒及び環境等の人権上の配慮等も記述します。

イ 人権教育で育てたい能力・態度（校種別）

人権教育の目標「児童生徒が、その発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解するとともに、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるようになり、それが、様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるようにすること」を達成できるよう、児童生徒の発達段階に応じて、次の5つの能力・態度を育成する。

校種 観点	小学校	中学校	高等学校
【感性】	自他の生命の尊さに気付き、自分だけでなく他の人を大切にする心に共感する。	自己を理解し、自尊感情を高め、身近な人権問題に気付き、共感する。	自尊感情を高め、共に生きる喜びや差別に対する憤りに共感する。
【知性】 (知的理 解力)	人権を尊重することの大切さを理解する。	人権に関する基礎的内容（人権の意義、権利や義務、主な人権課題等）を理解する。	人権の概念や様々な人権課題について理解する。
【技能】	集団生活のルールや社会規範を学び、人間関係づくりの基礎を身に付ける。	権利行使するにあたって、人間関係能力にかかわるスキルを身に付ける。	感性や得られた知識を態度化するためのスキルを身に付ける。
【判断力】	他者の考え方や情報を踏まえ、自分の考え方を整理し、物事の善悪を公正・公平に判断する。	権利と義務の関係を正しくとらえ、物事を公正・公平に判断する。	偏見・差別の不当性を科学的・合理的に見きわめ、物事を公正・公平に判断する。
【実践力】 (実践意欲・態度)	互いのよさや違いを認め、生活の中の問題点に気付き、生活向上させようとする。	人権尊重の意識をもち、身近な人権問題を解決しようとする。	主体的に人権にかかわる課題を解決し、人権尊重社会を実現しようとする。

(5) 人権集中学習の参考例

令和〇年度 人権集中学習の指導計画について

〇〇中学校

1 趣旨

人権尊重の精神に基づき、人権の概念や人権課題について理解を深めるとともに、かけがえのない命を尊重し、自分とともに他の人の大切さを認め合いながら、人権が尊重される社会を実現しようとする実践力を育てるために人権集中学習を実施する。

2 実施期間

令和〇年11月27日～12月10日（12月10日は人権デー）

3 実施内容

校長講話、教頭講話、各教科、道徳科、学級活動等の授業実践、人権に関するビデオ視聴、悩みアンケート、人権標語・ポスターの作成等

4 実施計画

- ① 校長講話 全校朝礼 「人権集中学習にあたって」 11月27日
- ② 教頭講話 全校朝礼 「人権集中学習を終えて」 12月10日
- ③ 担任は、人権尊重に関する内容の道徳科や学級活動の授業（人権にかかわる重要課題について）を行う。（「人権教育とのかかわり」「人権教育の視点」を明記した指導案を作成）

ねらいや資料については学年で統一し、展開については学級の実態に応じて行う。

〔資料について〕

・道徳科…教科書、人権尊重に関する資料等の活用

- ④ 副担任は、自分の担当する教科で、人権教育に視点を当てた授業を行う。（「人権教育とのかかわり」「人権教育の視点」を明記した指導案を作成）

⑤ 研究授業

○ 12月1日 第5校時 2年1組 〇〇教諭 道徳科

事前検討会を実施し、指導案や授業内容の充実を図る。また、校内研修として参観の後、授業研究会を実施する。

⑥ 人権に関するビデオ視聴と事後指導

ビデオ視聴後、生徒全員が感想を記述し、代表者が集会や全体の前で発表することにより意識の高揚に努める。

⑦ 悩みアンケートの実施

全生徒に対して悩みアンケートを実施し、生徒が困っていること、悩んでいること等を把握し、指導に生かす。

⑧ 人権標語・ポスターの作成

各学級ごとに人権標語・ポスターを作成して、全員の作品を掲示し、全校への啓発活動の一環とする。

⑨ まとめ

教職員による評価や生徒の意見、感想等をまとめ、次年度の計画に生かす。

(6) 教職員の人権感覚について

人権感覚チェックリスト
～見直してみましょう あなたの人権感覚～

朝の会 (SHR)	授業
1. 欠席や遅刻を早めに把握し、対処していますか。 2. 遅刻した児童生徒や、前日に欠席・早退した児童生徒に言葉かけをしていますか。	1. 授業の開始、終了時刻を守っていますか。 2. 空席の児童生徒の確認をしていますか。 3. 誰もが設備・器具等を公平に使えるよう配慮していますか。 4. 教師が意図していなかった児童生徒の発言も尊重しようとしていますか。また、「どうしてこんなことができないのか」などと言っていますか。 5. 児童生徒の言動に対して、それを笑う者がいたら黙認せず、注意していますか。
交友関係	児童生徒に接する時
1. 児童生徒の交友関係を把握していますか。 2. 仲間はずれや嫌がらせ、暴力などを把握し、すぐに対処していますか。	1. 一人一人の顔を見て、名前に敬称を付けて呼んでいますか。 2. 児童生徒同士の相手を罵倒する言葉や暴言、あだ名を見過ごし、黙認していませんか。 3. 児童生徒の話を親身に聞いていますか。 4. 児童生徒を指導する際、人格を否定するような言い方をしていませんか。 5. 児童生徒を先入観で評価してしまうことはありませんか。 6. 兄弟姉妹と比べて、ほめたりけなしたりしていませんか。 7. 児童生徒の欠点を見つけようとせず、よさに目を向けるようにしていますか。 8. 上手くできなかった児童生徒のことを、他の学級で例として話していませんか。 9. 「がんばれ」ではなく「がんばっているね」などと児童生徒の努力を認める言葉掛けをしていますか。
給食	その他
1. 「いただきます」「ごちそうさま」など食材になった動植物の生命や、調理した人への感謝の言葉をしっかりとと言えるよう指導していますか。 2. 配膳や片付け等でいやな思いをする児童生徒がいないように気を配っていますか。	1. 文書や懇談会などで使う言葉について配慮していますか。 2. 個人情報の管理はしっかりできていますか。
清掃	
1. 清掃時間が始まったら、素早く担当場所へ行き一緒に清掃を行っていますか。 2. いつも楽な仕事ばかりしている児童生徒や、大変な仕事を押しつけられている児童生徒がないように気を配っていますか。 3. 教室や廊下の黒板や掲示物に落書きはないか気を付けていますか。	
帰りの会 (SHR)・放課後・部活動	
1. 明日の意欲につながるような言葉かけをしていますか。 2. 部活動で、行き過ぎた上下関係はないか気を付けていますか。 3. 指導の際に、生徒の人格を否定するような指導や、自信を失わせるような指導をしていませんか。	

2 社会教育・家庭教育

(1) 指導者養成の参考例

ア 指導者養成講座

回	学習内容	方法・教材	場	講師・助言
1	人権全般（第2次県基本計画を参考に）	講義及び参加体験型学習	公民館等の社会教育施設	大学、行政、関係機関、NPO法人などに依頼
2	女性の人権	講義又は参加体験型学習		
3	子どもたちの人権	講義又は参加体験型学習		
4	高齢者の人権	参加体験型学習		
5	障害のある人たちの人権	参加体験型学習		
6	同和問題	講義及び参加体験型学習		
7	外国籍の人たちの人権	参加体験型学習		
8	HIV感染者等の人権	講義及び参加体験型学習		
9	ハンセン病元患者の人たちの人権	講義及び参加体験型学習		
10	インターネットによる人権侵害	講義又は参加体験型学習		
11	犯罪被害者等の人権	講義又は参加体験型学習		
12	刑を終えて出所した人たちの人権	講義又は参加体験型学習		
13	性的少数者の人権	講義又は参加体験型学習		
14	北朝鮮による拉致被害者の人権	講義		
15	上記以外の人権問題（アイヌの人々の人権問題、プライバシーに関する問題など様々な人権問題）について	講義		
16	講座のまとめ	意見交換		

イ 指導者養成として

《ファシリテーター養成講座 プログラム例》

テーマ	主な内容	講師・ファシリテーター
人権についての理解	人権全般、重要課題	外部講師等を依頼
ファシリテーターについて	心構え、ノウハウ	外部講師等を依頼
人権感覚・人権意識を高めるワークショップについて	様々なアクティビティの体験と参加体験型プログラムの作成	事務局又は外部講師等を依頼
プログラムづくり	オリジナルを作る	事務局又は外部講師等を依頼

(2) 啓発活動の参考例

啓発活動	主な内容
集会・大会の開催	講演会と人権に関する表彰（募集した作文、標語、人権ポスター等）などを行う。
フェスティバルの開催	他部局とも連携し、啓発グッズ配布や啓発作品（標語、ポスター等）の展示、啓発コーナーの設置（集中して取り上げたい内容を扱う）を行う。
交流会の開催	他部局とも連携し、高齢者・障害のある人たち等との交流会を開催する。
映画・ビデオ等の視聴	地域の実情等を踏まえて、作品を選び、実施する。他部局の事業と連携して実施するなどの工夫もする。
広場又は人権コーナーの開設	公共施設等を利用して、人権に関する展示や掲示等を行う。
図書の紹介	人権に関する図書の紹介を行う。図書館と連携して実施するなどの工夫もする。
リーフレット・冊子の作成	国・県の方針等や地域の実情等を踏まえて、募集した作文、標語、人権ポスターを活用して作成し配布する。また、必要な情報に簡単にアクセスできるようQRコードを掲載するなどの工夫をする。
ポスター・カレンダーの作成	募集した標語、人権ポスターを活用して作成し、掲示・配布する。
広報紙の活用	定期的又は特集で人権及び人権教育の内容を掲載する。
インターネットの活用	広報紙掲載の人権記事と関連させながら、人権及び人権教育の内容を掲載する。常に新しく正しい情報の提供に努める。特に、インターネットによる人権侵害について取り上げて、その防止につなげていく。
人権に関する相談への対応	他部局や関係機関とも連携し、窓口を開設したり、広報したりする。

関連資料

II 関連資料

1 世界人権宣言（仮訳文）（1948年12月10日国連総会採択）

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎があるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするために、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び尊守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、
社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と尊守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを受けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隸にされ、又は苦役に服することはない。奴隸制度及び奴隸売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残酷な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十二条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十三条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十四条

1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自國その他いずれの国をも立ち去り、及び自國に帰る権利を有する。

2 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）

(目的)

第1条

この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条

この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条

国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条

国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の basic concept (以下「基本理念」という。) にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条

国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条

政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第1条

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条

この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

※下線部については、本基本方針決定当時の部落史の見方であり、現在では新しい見方になっています。

3 群馬県同和教育の基本方針

昭和47年3月6日群馬県教育委員会決定

学校教育、および、社会教育における同和教育の中心的課題は、法のもとにおける平等の原則にもとづき、社会の中に根づよく残されている不合理な部落差別をなくし、基本的人権を尊重する精神を貫くことである。

このためには、すべての国民が、同和問題を正しく理解し、国民的課題としてとらえ、その早急な解決に努めなければならない。

したがって、同和教育は同和地区を有する市町村に限定することなく、同和地区に直接関係のない市町村においても市町村の実態に即して、積極的にあまねく推進されなければならない。

以上の観点に立って、次の事項にもとづき同和教育を推進する。

1. 憲法と教育基本法の精神にのっとり、基本的人権尊重の教育を正しく実現させ発展させる。
2. 同和地区をもつ学校の教育的諸条件を整備し、同和教育の積極的推進につとめる。
3. 同和地区における社会教育的諸条件を整備し、同和教育の積極的推進につとめる。
4. 同和教育を推進するため、同和問題に関する深い認識と理解と実践力とを身に付けた熱意ある指導者の育成につとめる。
5. 県教育委員会は、市町村教育委員会における同和教育が、積極的に推進されるようつとめる。この方針の実施にあたっては、公教育としての主体性を守り、学校教育と社会教育の連携を図るとともに、関係諸機関、諸団体との提携を密にし、その総合的な推進につとめる。

○群馬県同和教育の基本方針の解説

本基本方針は、県教育委員会が同和教育の推進を図るため、県教育長の諮問機関である群馬県同和教育推進協議会に対し、「同和教育の基本方針の策定は如何にあるべきか」を諮問し、その報告を得、策定されたものである。

策定の経緯については、昭和45年に基本方針にかかる諮問をうけて以来、3か年に及ぶ実態調査と研究協議を重ね、教育長にその報告を行い、昭和47年3月に県教育委員会が決定したものである。

次に、基本方針の大事な点を記述する。

①「社会の中に根強く残されている不合理な部落差別」について

憲法に基本的人権が保障されているのにもかかわらず部落差別が現存しているということ。そして、また部落差別は、結婚・交際等の問題にも及んでいるという根深いものであることを見抜く人権感覚をもつことが大事である。

②「同和教育は、同和地区を有する市町村に限定することなく、同和地区に直接関係のない市町村においても市町村の実態に応じて……」について

記述の中に三点の大事な点が含まれている。

ア、「同和教育は、同和地区を有する市町村に限定することなく、同和地区に直接関係のない市町村においても」について

同和教育の推進は、同和地区をもつ市町村で行えばよい、同和地区を有しない市町村は関係がないという考え方をもちやすい。

そこで、基本方針は、次の観点から上記の考え方をなくすため、本文が明記されている。

(ア) 部落差別は、近代封建制度確立の過程において、時の為政者によってつくり

出された身分階層構造に基づくものである。

したがって、同和問題の解決は、同和対策審議会答申に明示している「行政の責務、国民的課題」としてとらえ解決しなければならない。

(イ) 我が国は、国際社会の中で民主主義国家として自他ともに任じている中にあって同和問題があるということは、基本的人権が十分に保障されていないことである。早急な解決を図るためにあらゆる教育の場で同和教育が推進されなければならない。部落差別の根強さを考慮するとき 1 地区 1 市町村の同和教育の実践だけでは同和問題の根本的解決は図れない。

イ、「実態」について

教育の場で実態という語は、よく使われているが、同和教育で使用する実態の意味は以下のとおりである。

- a. 同和地区の有無
- b. 差別心の存在
- c. 同和教育に対する意識

の 3 点に集約されるが、とくに b が極めて大事であり、次のことに配慮したい。

- 地域住民が同和問題についてどのような理解や認識をもっているか。
- 同和教育について地域住民がどのような考え方や期待、願いをもっているか。
- 同和問題に対する児童・生徒の意識は、どんな実態か。
- 同和地区に対する住民の差別意識は、どんな実態か。

ウ、「実態に即して」について

同和教育の実践は、地域の実態に即応することが極めて大事である。実態をふまえた同和教育は、人権尊重を旨とする同和教育が人権侵害の教育にもなりかねない。

具体例によって示すので考慮されたい。

- a. 本県においては、「どこが同和地区か」などの指導はしないという基本方針ができている。

学校における同和教育の実践は、日常の生活の中で、差別を見抜く科学的・合理的なものの見方・考え方を育てるとともに、人間を大切にしようとする生活習慣や態度を養い、差別をなくそうとする実践力をもった児童・生徒を育成することにある。

したがって、「どこが」、「だれが」などの事項をとりあげることがねらいではなく、同和問題を今日的課題として理解させ、一日も早く差別の解消を図ることこそより重要なことなのである。

- b. 指導を進める段階で部落差別そのものにかかわっての発言があった場合には、個人指導など適切な指導をすることが大事である。
- c. 実態は、変化しているものであることを指導者自身がよくわきまえて同和教育の推進にあたるべきである。

③「この方針の実施にあたっては、公教育の主体性を守り」について

部落差別の解消を果たす同和教育の実践は、公教育の主体性を堅持し、「教育の中立性」を守ることが大事である。

また、同和教育と政治運動や社会運動の関係を明確に区別することも大事である。

群馬県人権教育充実指針

令和7年3月改訂

群馬県教育委員会

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

TEL: 027-226-4612
